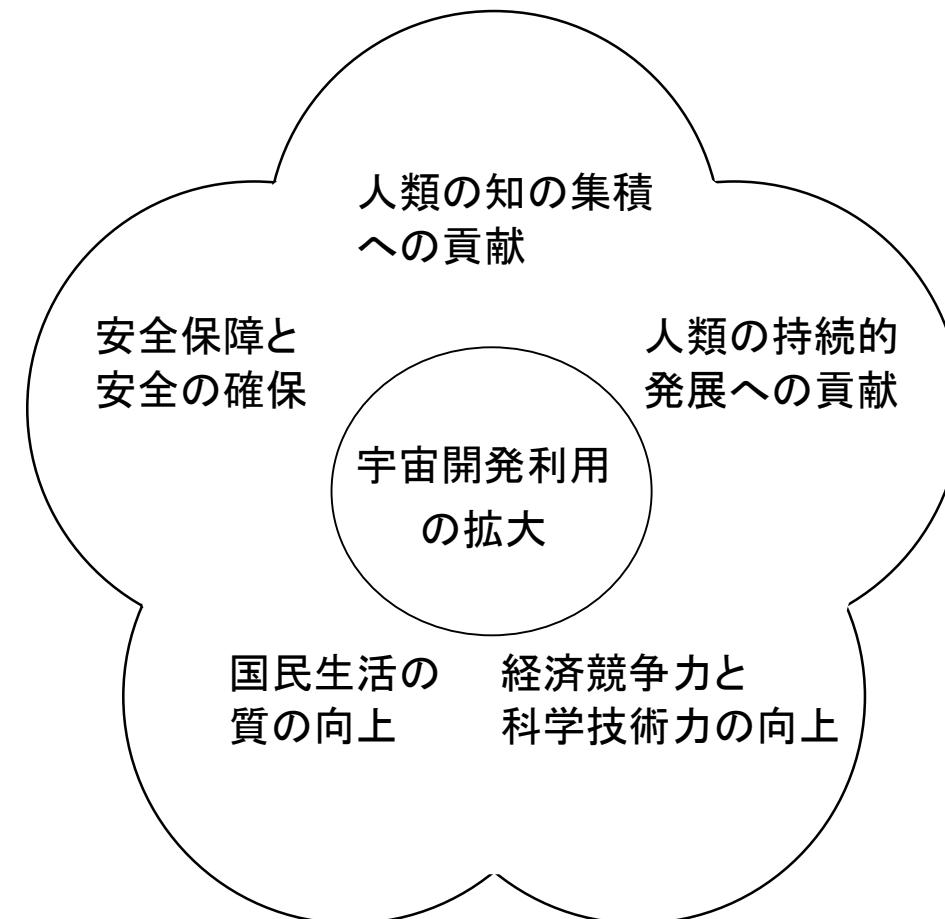


(第6回専門調査会資料)

宇宙開発利用の役割と意義(議論の素材)

これまでの議論で出た意見

- 国、国民の安全の確保
 - 産業競争力の強化
 - 国民生活の質の向上
 - 人類の持続的発展への貢献
 - 人類の知的資産の拡大
 - 国民の夢や期待の実現
- など



米国国家宇宙政策における目標

1996年9月、National Science and Technology Council(NSTC)及びNational Security Council(NSC)の審議を経て、Clinton大統領が発表。米国は、平和目的のため及び全人類の利益のための全ての国による宇宙空間の探査及び利用を誓約するとして、以下の目標を提示。

- 有人及び無人探査による地球、太陽系及び宇宙に関する知識の向上
- 安全保障の強化・維持
- 米国の経済競争力、科学技術力の向上
- 州、地域及び産業界による宇宙技術への投資、利用の促進
- 国内政策、安全保障政策及び外交政策を推進するための国際協力の促進

ロシア連邦宇宙活動法における目標

社会経済的、科学的、技術的及び安全保障上の任務を解決するため宇宙科学及び産業の潜在能力の応用を刺激すべく、1996年に制定。

○市民の福祉の向上

○連邦の開発

○安全保障

○人類全体の問題の解決

欧洲宇宙戦略におけるポイント

EU理事会及びESA閣僚級理事会の決議を受けて、欧洲委員会と欧洲宇宙機関(ESA)が共同で策定し、2000年11月に発表。

○宇宙活動の基盤の強化

- ・適切な時期に新しいサービスを開発したり、欧洲の宇宙産業の競争力を継続的に維持するためには、欧洲として広範な技術基盤を整えなければならない。
- ・プロジェクトを実施し、宇宙サービスを開発するためには、欧洲として独自の宇宙へのアクセスを保証することが不可欠。

○科学的知識の向上

- ・太陽系や宇宙の探査、地球や気候に関する理解増進、教育や研究へ貢献。
- ・有人宇宙活動、宇宙科学の全分野(特に、生命・物理科学、応用研究、技術開発、検証)に関する調査のためのインフラとしてISSを活用。

○社会と市場のための利益獲得

- ・欧洲連合にとって、ビジネスチャンスを捉えるとともに、社会における新規の需要に応える最新の宇宙技術の獲得が重要。

中国の宇宙開発の目的

2000年11月、中国国務院は、中国の宇宙開発に関する白書(「中国的航天」)をとりまとめ、その中で宇宙開発の目標を提示。

- 宇宙を探査し、宇宙と地球についてより多くのことを学ぶこと
- 宇宙を平和目的のために利用し、人類の発展と社会の進歩を促進し、人類全体に利益をもたらすこと
- 経済、安全保障、科学技術、社会発展に対する要求を満足するとともに、中国の国益を守り、包括的な国力強化を図ること

日本の宇宙開発政策における目的

宇宙開発政策大綱(閣議報告)に代わるものとして、2000年12月に宇宙開発委員会が「我が国の宇宙開発の中長期戦略」をとりまとめ、閣議報告。

○先端科学技術への挑戦、人類の将来につながる知見の獲得

- ・新たな「知」は、新しい宇宙観・地球観・生命観を生み出し、人々の意識や考え方へ大きな影響を与える。
- ・また、宇宙開発に不可欠な先端的な科学技術活動を実施し、技術革新につなげることは、我が国の産業を活性化し、長期にわたり持続的な発展のために重要な基盤を形成。

○社会経済への貢献

- ・宇宙開発活動が人類社会に提供する可能性を具現化することで、宇宙を国民生活の質向上と安全のために利用し、経済競争力と科学技術能力の向上に役立てる。

○宇宙活動基盤の強化

- ・宇宙活動に必要な基盤を一層洗練し、高い信頼性、安全性及び効率化を実現するためのシステムの構築と技術開発を積極的に推進。

(参考)我が国の宇宙開発利用における「平和目的」の解釈

○平和利用決議趣旨説明における政府答弁

(昭和44年5月8日(衆)科学技術振興特別対策委員会)

(石川次夫委員(社))…世界的には「非侵略」という使い方が一つある。それから、「非軍事」という考え方もあるわけです。しかし、日本の場合には、憲法というたてまえもあって、この平和という文字はあくまでも「非軍事」というようなものに理解されるのが常識になつておるわけです。したがって、この決議がもし上程をされるとすれば、そういう意味の非軍事であるというようなことが前提として確認をされなければならぬ、こう思っているわけでございます。その点について、どうお考えになっておりますか。

(木内国務大臣(科学技術庁長官))いまの非軍事という御解釈、大体私はそのとおりだと思っております。

○わが国における宇宙の開発及び利用の基本に関する決議

(昭和44(1969)年5月9日 (衆)本会議)

わが国における宇宙の開発及び利用は、日本国憲法のもとにおいて平和の目的に限り、学術の進歩、国民生活の向上及び人類社会の福祉をはかり、あわせて産業技術の発展に寄与するとともに、進んで国際協力に資する方針のもとに行うことを基本とすべきものと考えます。(抜粋)

○宇宙開発事業団法(昭和44年6月23日 法律第50号)

第一条 宇宙開発事業団は、平和の目的に限り、人工衛星及び人工衛星打上げ用ロケットの開発、打上げ及び追跡を総合的、計画的かつ効率的に行ない、宇宙の開発及び利用の促進に寄与することを目的として設立されるものとする。

○国会決議の「平和の目的」と自衛隊による衛星利用についての政府見解(昭和60年2月6日 抜粋)

- ・この「平和目的」に限りということについては、これまで国会で「非軍事」を意味する等のご議論がなされてきたところでありますので、政府といたしましても、これらのご議論を踏まえ、慎重に対処しなければならないと考えてきたところであります。
- ・国会決議の「平和目的」に限りとは、自衛隊が衛星を直接、殺傷力、破壊力として利用することを認めないとすることはいうまでもないといたしまして、その利用が一般化しない段階における自衛隊による衛星の利用を制約する趣旨のものと考えます。したがいまして、その利用が一般化している衛星及びそれと同様の機能を有する衛星につきましては、自衛隊による利用が認められるものと考えております。

(資料) 「平和目的」の解釈に係る条約や他国の政策文書の規定

○宇宙条約(昭和42(1967)年10月11日 条約第19号)

条約の当事国は、核兵器及び他の種類の大量破壊兵器を運ぶ物体を地球を回る軌道に乗せないこと、これらの兵器を天体に設置しないこと並びに他のいかなる方法によってもこれらの兵器を宇宙空間に配置しないことを約束する。(第4条抜粋)

○米国国家宇宙戦略(1996年9月)

「平和目的」は、国家安全保障及び他の目標を目指した防衛及び諜報関連活動を容認する。